

令和4年度 八尾市文化財保護審議会 会 議 録

開催日時	令和5年3月2日(木) 午前10時30分～11時45分	
開催場所	八尾市役所本館 8階 第2委員会室	
出席者	委員等	山中浩之会長・森 隆男副会長・石川知彦委員・藤岡 穰委員・杉野 丞委員・稲城信子委員・綿貫友子委員・長友朋子委員・禰宜田佳男委員、10名のうち9名の出席（瀧浪貞子委員欠席）
	事務局	南課長・西澤課長補佐・藤井係長
傍聴者	なし	
次第	<p>案件 令和4年度市指定文化財候補物件の審議 (考古資料) 八尾南遺跡出土 儀仗形木製品 高安千塚古墳群郡川南支群 郡川16号墳</p> <p>その他報告</p>	
審議経過の内容	議題	<p>1 令和4年度市指定文化財候補物件の審議 2 その他報告 浄土和讃断簡の評価</p>
	審議経過の内容	<p>1 令和4年度市指定文化財候補物件の審議 <考古資料> 候補物件「八尾南遺跡出土 儀仗形木製品」「高安千塚古墳群郡川南支群 郡川16号墳」について、諮問調書を事務局より説明した後、調査いただいた長友委員より補足説明。その後委員に審議をいただいた。</p> <p>「八尾南遺跡出土 儀仗形木製品」 (委員の質疑・意見)</p> <p>◆古墳時代前期における八尾南遺跡の評価、壺形の頭部につく立ち飾り復元案、握り部以下の本来の長さの考え方について、資料の評価につながるので調書に記してほしい。 ⇒調書に追記する。</p> <p>◆樹種は何であるのか？ ⇒保存処理を終えており、鑑定はしていない。日常で使用する木器ではないので、樹種も選択している可能性がある。</p> <p>「高安千塚古墳群郡川南支群 郡川16号墳」</p> <p>◆所見にある出土品の名称と図面の名称を合わせてほしい。 ⇒修正します。</p> <p>◆評価については、資料そのものの評価を客観的に記しておくこと。 ⇒修正します。</p> <p>◆石製玉については後世の混入品であるが、指定に含めるのか。 ⇒石室内から一括で出土したことも評価している。横穴式石室の場合、後世の再利用もありえ、その資料になります。将来の調査で、石室内の状況がわかれば、その評価を定めることができます。</p> <p>◆附けたりとするのはどうか。 ⇒これまでの指定では、建築物に付随する棟札などを附けたりにしているが、指定本体に関連する別資料としているので、今回にはそぐわないと考えます。</p> <p>◆一括であることは理解した。そうならば、時代は古墳時代後期と不明を併記しておく必要がある。 ⇒調書に追記します。</p> <p>(答申) 以上、意見聴取の後、審議会出席の委員全員より、「八尾南遺跡出土 儀仗形木製品」「高安千塚古墳群郡川南支群 郡川16号墳」について、八尾市指定文化財(考古資料)として適当であると認められた。</p>

	その他報告 今年度調査を行った「紙本墨書 浄土和讃断簡 親鸞聖人真筆」について、調査を担当した石川委員より評価についての報告をいただいた。 今回は指定を見送るが、指定に十分なりうる文化財であり、将来、相続時等における散逸を防ぐため、所有者との連絡を密にしておく必要があるとの意見があった		
会議録作成日	令和5年3月2日	主管課	観光・文化財課